

診療報酬改定に伴う各種加算について

明細書発行体制等加算について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

一般名処方加算での処方について

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

外来感染対策向上加算について

院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や、関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、感染入口、感染待合、感染診察室、会計を一般診療の方と分けて対応しております。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して広島市医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

医療情報取得加算について

当法人は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

医療DX推進体制整備加算について

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行います。患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上長期の投薬を行っています。また、電子処方箋を発行する体制を整備しております。

時間外対応加算について

標榜時間外において、当院通院中の患者さまからの問い合わせに応じます。留守番電話等で対応しても差し支えないとされています。原則は当院で対応しますが、やむを得ない事情で対応出来ない場合は、連携医療機関にて対応しております。

生活習慣病管理料について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者さまが対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労相は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計

画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。本改定に伴い、令和 6 年 6 月 1 日から厚労相の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さまで、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回のみ署名（サイン）を頂く必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や 28 日以上長期の投薬を行っています。